

第7次下諏訪町男女共同参画計画（案）に対する  
パブリックコメントの意見提出結果について

- 1 意見の募集期間 : 令和8年1月29日（木）から令和8年2月27日（金）
- 2 計画（案）の閲覧場所 : 総務課企画係窓口、町ホームページ
- 3 意見募集の周知方法 : クローズアップしもすわ及び町ホームページへの記事掲載、町議会全員協議会での説明、しもすわインフォ及び町配信メールの配信、町内班回覧
- 4 意見の提出方法 : 意見提出用紙を郵送、FAX、メール、総務課企画係窓口へ持参により提出
- 5 意見提出結果 : 意見提出者1名、提出件数4件

番号	提出意見	町の考え方
1	<p>12ページ【性の多様性を踏まえた施策の推進】 LGBTQ+に関する表記</p> <p>「LGBTQ+とは」の欄に記載されている「同性が好きレズ:L/ゲイ:G」のうち、「レズ」という表記についてですが、「レズ」という言葉は当事者に対して差別的な文脈で用いられてきた歴史があり、現在は公的文書においては使用を避けることが望ましいとされています。計画は人権尊重を掲げる文書であることから、「レズビアン」という正式名称への修正をご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>「レズ」という言葉は、「ホモ」同様、強く差別的ニュアンスを含んでいることについて、策定段階において確認が不十分でした。「レズビアン」へ表記を修正します。</p>
2	<p>16ページ【政策・方針決定過程への多様な人材の参画推進】 審議会等における女性委員比率の記載</p> <p>各種委員会・審議会における女性参画について、第6次男女共同参画計画には現状値および目標数値が記載されていましたが、第7次計画案では具体的な数値の記載が見当たりません。推進状況を可視化し、計画の実効性を高める観点から、現状値および目標数値を明記することをご検討ください。</p>	<p>女性委員比率の現状値は、19ページに令和3年度～令和7年度の町の各種委員会・審議会等における女性委員の参画状況を掲載しております。</p> <p>審議会等の意見として、『『女性=多様性の代表』とは言い切れず、性別だけでなく、年齢やその他の要素においても多様な視点が町の施策や地域の方針決定に反映されることが望ましい』、「女性委員の比率目標を記載することで、多様な人材の参画を阻害しかねない印象を与える恐れがある」とのご意見を複数いただきました。</p> <p>これを受け、第7次計画では、これまで「女性の参画」と記載していた内容を「多様な人材の参画」に改め、指標としての女性委員比率を記載しておりません。</p> <p>今回のご意見を受け、再度男女共同参画審議会に諮ったところ、「現状として女性委員比率が3割前後に留まっており、引き続き女性の参画が必要」、「多様な人材の参画を測る1つの指標となるため、女性委員比率の記載をしてもよいのではないか」とのご意見をいただいたことから、16ページの事業の</p>

番号	提出意見	町の考え方
		<p>内容のうち、「性別等に偏りのない審議会等を目指します」の後に（指標：審議会等の女性委員比率40%）と追記することとします。</p> <p>なお、女性委員比率は、国の調査に基づき算出しており、「しもすわ男女共同参画推進委員会」において委員の皆様と共有をしていく予定です。</p>
3	<p>21ページ【あらゆる暴力の根絶 と様々な困難を抱える女性の支援】 困難女性に対する支援</p> <p>本計画が困難女性支援基本計画を新たに内包すると位置付けている点は評価します。相談から自立支援までの支援フローの明示などについて、可能な範囲で記載を充実できないかご検討ください。</p> <p>「事業の内容」に記載の中学校における「SOSの出し方教育」の実施は重要な取組であると評価します。「SOSの出し方」は方法であり、その前提として「自分には守られる権利がある」と理解することが必要です。SOSを適切に発するためには、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に基づき、自分の身体に関する権利、同意の概念、性暴力やハラスメントに関する理解が土台として不可欠であると考えます。SRHRの視点を基礎とした包括的な教育体系として位置付ける旨の明記をご検討ください。</p>	<p>困難女性に対する町の支援につきましては、22ページに記載のとおり、関係部署において聞き取りを行い、必要があると判断した関係機関（庁内各課、県の機関、警察等）へ繋げ、関係機関と連携・情報共有をしつつ、関係機関が行う支援に合わせ、町が出来る支援を行うという形です。</p> <p>該当ページは、DVやいじめ、経済的困窮等も含んだ内容であり、個別の事象において支援の方法等も異なるため、支援フローの明示は難しく、支援の概要説明と相談窓口の掲載に留めております。</p> <p>今回のご意見を受け、再度男女共同参画審議会に諮ったところ、「相談窓口ごとにどのような相談に対応しているか説明が欲しい」とのご意見をいただいたことから、窓口ごとに対応する相談内容の説明を追記することとします。</p> <p>「SOSの出し方教育」は、具体的な施策の例示であり、24ページ「施策3 生涯を通じた心身の健康支援」の説明にも記載の通り、各学校において発達段階に応じた性や生命に対する教育を行っており、その中でSRHRについても取り上げておりますので、SRHRのみ明記することはありません。</p> <p>また、学校教育以外に、町としては、男女共同参画週間（6/23～6/29）に合わせた、町図書館での男女共同参画に関する啓発パネル展、関連本紹介の実施や広報誌やしもすわインフォ等による情報発信の内容の1つとして、SRHRを取り上げ、地域や親世代、図書館を利用する児童生徒に啓発を実施していくことを考えております。</p>
4	<p>23・24ページ【誰もが健やかに暮らせる環境づくり】 不妊・不育治療</p> <p>不妊・不育治療に対する助成対象を「夫婦」と記載していますが、性の多様性を尊重する計画理念およびSRHRの観点との整合性を図る必要があると考えます。現行制度上の制約がある場合にはその旨を明記したうえで、事実婚やパートナーシップ制度利用者等をどのように位置付けるのかについて明確化をご検討ください。</p>	<p>本事業において「夫婦」を記載したのは、国や県の制度および関係法令に基づき、法律婚を基本として制度設計されているためです。</p> <p>なお、本事業では町の実施要綱においても定めたとおり、事実婚関係にある方についても、所定の申立書をご提出いただくことで申請を可能としておりますので、23・24ページの該当箇所を「夫婦（事実婚関係にある者を含む）」と修正します。</p> <p>パートナーシップ制度については、「長野県パートナーシップ届出制度」に対応し、法令等の範囲内で夫</p>

番号	提出意見	町の考え方
	<p>あわせて、生殖や妊娠に関する支援については、夫婦単位ではなく個人の自己決定を尊重する視点からの施策整理が望ましいと考えます。</p>	<p>婦の方と同様の行政サービスを提供していますので、23ページの目標3の方針2「施策Ⅰ 生活基盤の整備と支援」の事業の内容に『「長野県パートナーシップ届出制度」に対応し、法令等の範囲内で夫婦の方と同様の行政サービスを提供します。』と追記し、町の方針を明記します。</p> <p>家族のあり方も多様化しており、ご指摘のとおり、生殖や妊娠についても、個人の自己決定を尊重する視点で町として施策の展開をしてまいります。</p>